

# 施設利用における実施規定

令和2年6月22日更新

## 1. 3密の回避

### 1 換気の実施（「密閉」の回避）

- （1）利用中、窓を全開にする、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど、定期的に換気を行う。

### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- （1）利用人数は施設内が密にならないよう別表に定める人数以下で行う。
- （2）不特定多数の人が集まるイベント等での利用は禁止とする。
- （3）机1脚に1人掛けとし、机を使用しない場合には、一人あたりの専有面積を最低3㎡確保する。
- （4）利用は1回の利用につき2時間以内とする。
- （5）激しい運動や発声を伴う活動を行う利用は禁止とする。

### 3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- （1）近距離での会話や発声を避け、必ずマスク着用の上、最低1mの対人距離を確保する。
- （2）施設内での飲食はしない。ただし、熱中症予防の水分補給は人との距離を2m取り、室外を向く等、対面を避ける対策を行いながら積極的に行う。

## 2. 体調確認の徹底

### 1 体調のチェック

- （1）利用者全員が入館前に各自で体調確認、体温測定を行い、代表者へ報告する。
- （2）発熱（平熱+1℃以上ある場合や37.5℃以上ある場合）、風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある者の利用は禁止とする。
- （3）代表者は、利用者の体調確認、体温測定の結果を別紙1の利用者名簿へ記載し、利用日から2週間保管する。
- （4）代表者は、利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、利用者名簿を市に提出する。

## 3. 飛沫、接触感染防止対策

### 1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- （1）利用者はマスクを着用の上で利用する。
- （2）入館時及び定期的に手指の消毒を実施する。

### 2 清掃・消毒の実施

- （1）施設利用後、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、トイレの便座、洗浄レバー等利用した箇所を清拭

消毒する。

- (2) 清拭用具は各自で用意する。(消毒液は施設に設置してあるものを使用する。)
- (3) 利用中に出了たゴミは各自で持ち帰り、施設内にゴミが残らないようにする。

### 3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) トイレの使用に当たっては、蓋を閉めて汚物を洗い流す。

### 4 休憩スペースのリスク軽減

- (1) 敷地内は全面禁煙とし、利用部屋以外での人との接触を避ける。

## 4. 誓約書等の提出

- (1) 代表者は、本実施事項を遵守することとし、別紙3の誓約書を提出する。
- (2) 代表者は、別紙1の利用者名簿を作成し、利用後に提出する。
- (3) 代表者は、本実施事項の項目について、別紙2のチェックリストの記入し、利用後速やかに提出する。

#### 別表1

### 櫛形社会福社会館

利用部屋	利用可能人数(上限)
1階和室	19人
2階ホール	32人
2階相談室(2部屋合わせて)	9人

### くしがたすこやか八幡館

利用部屋	利用可能人数(上限)
研修室	10人
会議室	11人
小会議室	4人

### ふれあいセンター

利用施設	利用可能人数(上限)
下今井ふれあいセンター	14人
鏡中條ふれあいセンター	15人
藤田ふれあいセンター	16人